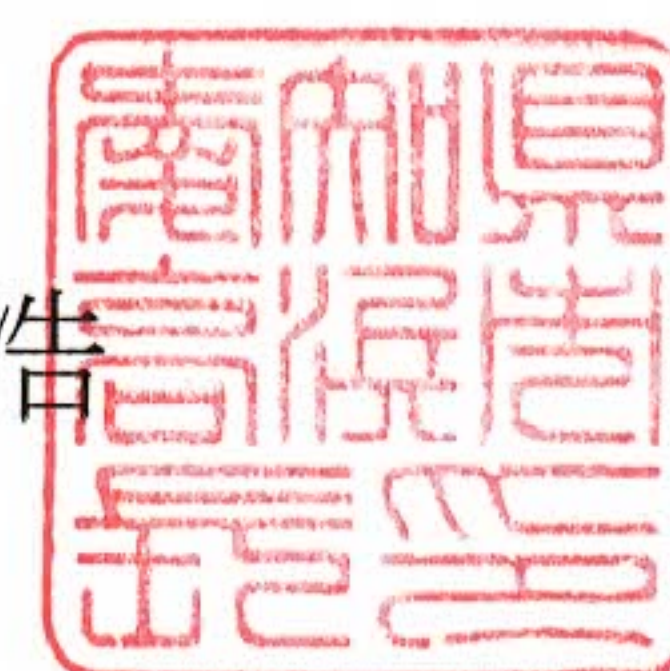


高浜市告示第38号

高浜市住民投票条例（平成14年高浜市条例第33号）第3条第1項の規定による「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票の請求を受理したので、高浜市住民投票条例施行規則（平成14年高浜市規則第30号）第1条の6第4項の規定により、次のとおり請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を告示する。

平成28年9月16日

高浜市長 吉岡 初 浩



1 「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票請求代表者の住所及び氏名

住所 高浜市芳川町二丁目10番地13
氏名 牧 信 儀

住所 高浜市芳川町一丁目2番地34
氏名 矢野 義 幸

住所 高浜市八幡町五丁目9番地10
氏名 倉田 利 奈

2 請求の要旨（「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票請求書に記載のとおり）

高浜市長と高浜市議会は、高浜市内で唯一のホールを備え文化の拠点としての役割を果たしている中央公民館を3月議会で取り壊すことを議決してしまいました。

多くの高浜市民は、中央公民館を取り壊すことに反対の意思を表示し、3月議会に中央公民館取り壊しの賛否について「住民投票を実施するよう求める」陳情書を9,510筆添えて提出したにも関わらず、高浜市議会は住民の声を無視して不採択としました。高浜市政が市民の声をこれほど無視して暴走したことはかつてないことであります。高浜市はまだまだ使用できる中央公民館を取り壊し、その跡地を刈谷豊田総合病院高浜分院建設用地として提供し、建設には補助金として20億円を負担するとしています。さらに高浜小学校に中央公民館ホール機能を持たせる体育館建設や公民館等の施設の複合化を進める高小関連予算は当初37

億円としていましたが53億円にふくれあがり、公共施設の縮充計画は破たんしていることが明らかになりました。

高浜小学校は単独の整備を行えば26億円でできると高浜市は試算していますので、複合化の53億円との差額27億円も出費が増えることとなります。その上、築28年の高浜幼稚園を取り壊し、まだまだ使用できるプールの解体など今後20年以上使用できる施設を次々に壊すムダ遣いを強行しようとしています。

これら一連の計画の出発点が中央公民館の取り壊しであります。中央公民館は築35年の鉄筋コンクリートの建物で今後20年以上は十分使用できる施設です。必要な保守点検を行い大切に利用することにより文化の殿堂を守ることができます。

これらの事実から、高浜市が進めている公共施設の複合化計画は極めてズサンで、まだまだ使える施設を次々と解体することを特徴とし、市民の財産をムダにする市政を見過ごすことはできません。

高浜市政が高浜市民の意思とこれほど乖離したことはかつてないことであると考えています。このまま放置すれば高浜市民は取り返しのつかない損失を被ることは明白です。

私たちは、このような市民不在の市政を住民の手に取り戻すために、「高浜市住民投票条例」に基づき、「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票実施に必要な署名を添えて請求いたします。